

発議案第9号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月29日

提出者	上越市議会議員	上野公悦
賛成者	同	石田裕一
	同	櫻庭節子
	同	武藤正信
	同	橋爪法一
	同	上松和子
	同	山崎一勇
	同	永島義雄
	同	石平春彦
	同	本城文夫

## 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4000円ほど下回る1万2000円台（1俵60キロ）」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

ことしから経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、実需者とのマッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場では十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年6月末在庫が2年前に比べて75万トンもふえる見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給調整を行うのは当然のことであり、緊急に対策を実施することが求められます。

よって、国会並びに政府におかれては下記の事項を実現されるよう強く要望します。

### 記

- 1、緊急に過剰米処理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月29日

上 越 市 議 会